



山形県公報

平成23年7月22日(金)
第2262号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……755
- 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……756
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……757
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(用 地 課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……758
- 一般競争入札の公告……………(山形県立上山明新館高等学校) ……同
- 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施……………(公安委員会) ……760

## 告 示

### 山形県告示第635号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
米沢市大字浅川字金ヶ崎2119- 1、2120- 1
  - 2 保安林指定の目的  
落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐は択伐による。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第636号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                                   | 使用時間         | 休業日                                                                                                          |
|---------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上競技場<br>総合体育館<br>屋内多目的コート                  | 午前9時から午後9時まで | 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月にあつては、第4日曜日の翌日 |
| サブグラウンド<br>サッカー場<br>ラグビー場<br>運動広場<br>第3運動広場 | 午前9時から午後5時まで |                                                                                                              |
| テニスコート<br>第2運動広場                            | 午前5時から午後9時まで |                                                                                                              |
| 野球場                                         | 午前5時から午後5時まで |                                                                                                              |
|                                             |              |                                                                                                              |

## 2 適用期間

平成23年7月1日から平成26年3月31日まで

**山形県告示第637号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 天童大江線
- 指定した道路の部分の区間 寒河江市本町三丁目269番2から  
同 六供町一丁目335番5まで
- 指定年月日 平成23年7月22日

**山形県告示第638号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 米沢飯豊線
- 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字玉庭字高野沢5798番1から  
同 5800番まで
- 供用開始の期日 平成23年7月22日

**山形県告示第639号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立川羽黒山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|---------------------------------|------|-------------------|------------|
| 東田川郡庄内町清川字下川原93番2から<br>同 91番2まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 9.0 | メートル<br>34 |
| 同 上                             | 新    | 21.0メートル<br>} 9.6 | 同 上        |

**山形県告示第640号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 立川羽黒山線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町清川字下川原93番2から  
同 91番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年7月22日

**山形県告示第641号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市、新庄市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年7月25日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第9号**

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成23年7月22日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年7月25日（月）午後2時

- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について  
(2) 教職員の人事について

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年11月22日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ジョーシン山形嶋店  
山形市嶋土地区画整理事業58街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
新潟ジョーシン株式会社 新潟県上越市藤野新田1174番地3  
代表取締役社長 山中庸隆
- 3 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成23年7月15日
- 5 届出年月日  
平成23年7月7日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場 所 上市市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校 2階 会議室  
(2) 日 時 平成23年9月2日（金） 午前11時
- 2 入札に付する事項  
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス一式  
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成23年10月1日から平成28年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間にかかる総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該賃貸借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
  - (5) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (6) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
上山市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校事務室 電話番号023(672)1701
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立上山明新館高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)、(2)に記載した特定役務の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書、応札物品仕様書、3の(4)、(5)に係る証明書を平成23年8月22日（月）午後3時までに山形県立上山明新館高等学校事務室に提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) 契約書の作成において、契約額については、各年度の負担額を記載する。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Kaminoyama Meishinkan High School : One set

- (2) Time-limit for tender : 11:00AM. September 2 , 2011  
(3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Kaminoyama Meishinkan High School, 650 Sengoku, Kaminoyama-shi, Yamagata-ken 999-3193 Japan TEL 023-672-1701

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。  
平成23年7月22日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

- 1 検定の種別  
雑踏警備業務2級
- 2 検定の期日及び場所
  - (1) 期日  
平成23年10月22日（土）午前9時30分から午後5時まで
  - (2) 場所  
天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター
- 3 検定対象者  
検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。
- 4 受検定員  
30人
- 5 受検手続
  - (1) 受検の申込み  
検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあつては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。  
ア 住所地が山形県内にある検定申請者にあつては、その者の住所を疎明する書面  
イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面  
ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉
  - (2) 受付期間  
平成23年8月8日（月）から同年8月12日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。
  - (3) 検定手数料  
13,000円
  - (4) 申込上の注意事項  
ア 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。  
イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。
  - (5) 受検票の交付  
受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 6 検定の順序等  
検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 7 その他
  - (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
  - (2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。